

👉 棚卸資産の取得価額

Q : 当社は、この度、2つの支店を開設します。商品は全て本社で一括して仕入れ、検収選別のうえ各支店へ発送する予定ですが、各支店へ発送するための運賃や荷造費等の付随費用は、仕入商品の取得価額に算入すべきなのでしょうか？

A : 原則、取得価額算入。一定の場合には取得価額に算入しないことができます。

【解説】

購入した棚卸資産の取得価額は、①その資産の購入代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、関税その他その資産の購入のために要する費用の額を加算した金額）と②その資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額との合計額とされています。

ただし、次に掲げる費用については、これらの費用の額の合計額がその資産の購入代価のおおむね3%以内である場合には、取得価額に算入しないことができます。

- ① 買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- ② 販売所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- ③ 特別の時期に販売するなどのため、長期にわたって保管するために要した費用の額

したがって、ご質問の場合、支店に発送するために要する運賃、荷造費等の費用や検収選別等に要する付随費用の額の合計額が、その仕入商品の購入代価のおおむね3%以内である場合には、取得価額に算入しないことができます。

